



年末年始の「燃えるごみの収集日」・「ごみの直接搬入」 についてお知らせします

【問い合わせ】環境政策課ごみゼロ推進室(清掃センター内 ☎282-7289)、ひたちなか・東海クリーンセンター
(▽予約申し込みに関すること…ひたちなか・東海クリーンセンター予約センター(☎219-5553)▽搬入に
関すること…ひたちなか・東海広域事務組合施設課クリーンセンター管理室(☎265-5310))

■ 年末年始の「燃えるごみの収集日」にご注意ください

年末年始の燃えるごみの収集日は下表のとおりです。燃えるごみは村指定のごみ袋に入れて、午前8時30分までに集積所に出してください。

【年末年始の燃えるごみの収集日】

年末年始はごみが多量に出るため収集時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

収集日	年末最後の収集日	年始最初の収集日
月・木曜日の地区	12月30日(月)	令和7年1月6日(月)
火・金曜日の地区	12月31日(火)	令和7年1月7日(火)

■ 年末年始の「ごみの直接搬入」は混雑日を避けて行いましょう

ひたちなか・東海クリーンセンターと東海村清掃センターでは、年末年始にごみの直接搬入を受け付けていますが、両施設とも大変な混雑と渋滞が予想されます。下の【年末年始の搬入受付日カレンダー】をご覧の上、混雑日を避けての搬入にご協力をお願いします。

【搬入できるごみの種類と搬入受付日時】

場 所	搬入できるごみの種類	搬入受付日時
ひたちなか・東海 クリーンセンター	燃えるごみ	▽月曜日から金曜日まで…午前8時30分～午後4時30分 ▽土曜日…午前8時30分～11時30分 ※土曜日と年末年始は予約が必要です。
東海村清掃センター	燃えないごみ、粗大ごみ、資源物、剪定枝葉	▽月曜日から金曜日まで…午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く) ▽第2・4土曜日…午前8時30分～正午

【年末年始の搬入受付日カレンダー】

	月	火	水	木	金	土	日
	12月23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
ひたちなか・東海 クリーンセンター	やや混雑			やや混雑	混雑	要予約	休
東海村 清掃センター				やや混雑	混雑	混雑	休
	30日	31日	1月1日	2日	3日	4日	5日
ひたちなか・東海 クリーンセンター	要予約	休	休	休	休	要予約	休
東海村 清掃センター	混雑	休	休	休	休	休	休

【搬入の際の注意点】

▽両施設とも搬入できるごみ以外のごみは受け付けませんので、分別してそれぞれの施設に搬入してください。
▽実際の混み具合とは異なる場合があります。また、ごみ収集車を優先的に通すことがありますので、あらかじめご了承ください。

▽ひたちなか・東海クリーンセンターは、混雑時は日立建機方面(東側)からの右折入場はできません。国道245号方面(西側)からのみの入場となります。

▽混雑防止のため、ごみは極力まとめて搬入してください。

■ 12月16日(月)から、年末年始の「ごみの直接搬入」の予約を受け付けます

ひたちなか・東海クリーンセンターでは、搬入車両の渋滞による待ち時間を解消するため、**土曜日と年末年始のごみの直接搬入を予約制**としています。ご利用の際は、下の**【年末年始の搬入予約受付日時】**をご覧ください。インターネットまたは電話で申し込みください。

【年末年始の搬入予約受付日時】

搬入日	申し込み方法	予約受付日時
12月28日(土)	インターネット	12月16日(月)午前8時30分～12月27日(金)午後4時30分
	電話	12月16日(月)から27日(金)まで(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後4時30分
12月30日(月)	インターネット	12月16日(月)午前8時30分～12月29日(日)午後4時30分
	電話	12月16日(月)から27日(金)まで(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後4時30分
令和7年 1月4日(土)	インターネット	12月16日(月)午前8時30分～令和7年1月3日(金)午後4時30分
	電話	12月16日(月)から30日(月)まで(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後4時30分

【申し込み】

▽インターネットでの
申し込みは…



<https://gomiyooyaku.jp/>

▽電話での申し込みは…

☎ 219-5553

毎年1月は、償却資産(事業用資産)の申告時期です

固定資産税「償却資産」の申告を忘れずに！

【問い合わせ】

税務課資産税担当

(☎282-1711 内線1113)

■「償却資産」とは…

法人や個人で、事業(工場・商店の経営や、駐車場・アパートの貸し付けなど)を行っている方が、その事業のために用いている構築物や機械、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

■申告は令和7年1月31日(金)まで

村内に償却資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告する必要があります。毎年申告を行っている方が申請書の送付を希望する場合には、毎年12月に案内を郵送していますが、新たに申告が必要な方や案内が届かない方、また前回電子申告をした方が申告書等の送付を希望する場合は、お問い合わせください。

償却資産の申告は「該当資産なし」でも必要です。

賃借人・テナント入居者等が取り付けた内装・造作・建築設備等の事業用資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

■太陽光発電設備を設置した方へ

太陽光発電設備(屋根材一体型のパネルを除く)は、償却資産の申告対象となる場合があります。下表に該当する設備を所有している場合は、申告をお願いします。

設置者	設備の発電出力	10kW未満	10kW以上
法人、個人(事業用)		申告対象	申告対象
個人(住宅用)		申告対象外	申告対象

業種ごとの対象償却資産の例

各業種共通	パソコン、ファックス、レジスター、看板、外構、駐車場舗装など
小売業	陳列ケース、冷蔵庫、冷蔵ストッカー、自動販売機など
飲食業	冷蔵庫、調理設備、椅子、テーブル、カウンターなど
理・美容業	椅子、タオル蒸し器、パーマ器、サインポールなど
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、金型、測定工具など
医療・薬局業	ベッド、手術機器、医療機器、歯科ユニット、調剤機器など
不動産(アパート、駐車場等)貸付業	駐車場舗装、外構、フェンス、ごみ捨て場、自転車置き場など
建設業	建設機械、発電機、カッター、ブルドーザー、ショベルカーなど
農業・ほしいも製造	トラクター(大型特殊自動車)、ボイラー、冷凍・冷蔵庫、乾燥機など

▽再生エネルギー発電設備の特例等については、村公式ホームページをご覧ください。▽申告の有無を問わず、償却資産の所有状況について、帳簿等の提出を求めたり、現地調査等を行ったりする場合がありますので、ご協力をお願いします。



▲村公式HP